

# 年金1 (問題)

1. 次の各問に答えよ。

(12点)

(1) 次の法人税法施行令第159条第4号の記述につき空欄を埋めよ。

掛金等の額及び給付の額が次に掲げる基準に合致するほか適正な  に基づいて算定されているものであること。

イ 予定利率は、 以上で設定されており、かつ、それが財政再計算の時ににおける  を下回る場合には、当該財政再計算の時の当該  以上に変更されるものであること。

ロ 掛金等の額及び給付の額の算定の基礎とする 、予定昇給率又は予定脱退率は、その算定の時の現況において  に計算されていること。

(2) 次の適格退職年金制度における臨時拠出金の記述につき空欄を埋めよ。

掛金等の払込みは、 規則的に行わなければならないが、その場合1事業年度分(個人事業主の場合は1年分)の掛金等に相当する金額を超えて払込むことはできないこととされている。しかし、年金数理計算時に予測できなかった事由の発生により、給付に必要な額がその時の積立財産の額を上回ることとなった場合は、事業主に  を確認のうえ、特別措置としての臨時拠出金の払込みが認められる。

① 臨時拠出金の払込み額は、直接の原因となった脱退者への給付不足額のほか、

に予定されている年金給付額等も含めて算定することができる。

② 数回に分かれて臨時拠出金を払込む場合の申請等は、事業主の  の臨時拠出金に限り一括してこれを行うことができる。

③ 臨時拠出金を払込む場合は、その  を年金規程等に明記しなければならない。

(3) 次の退職給与引当金設定の意義の記述につき空欄を埋めよ。

退職金の性格を賃金後払説に求めるならば、将来における退職金の支出を必要ならしめる原因は、支出がなされる以前の期間において労働の消費に伴って発生することになるから、この事実を ⑨ に反映させるためには、退職給与引当金を設定する必要がある。また、退職金の性格を ⑩ 又は生活保障説に求める場合においても、退職金は、企業側における生産性の維持昂揚、労働力の確保などのための費用又は社会一般から期待されている ⑪ のための費用であると考えられるので、この事実を ⑨ に反映させるためには、 ⑫ に退職給与引当金を設定する必要がある。

2. 次の各問に答えよ。

(18点)

(1) 適格退職年金制度で用いられる次の財政方式について簡潔に説明せよ。

- ① 加入年齢方式
- ② 到達年齢方式
- ③ 一時払積増方式

(2) 適格退職年金制度においては、日々雇い入れられる者及び臨時に期間を定めて雇い入れられる者は法人税法施行令第159条第2号かっこ書きにより、適格退職年金制度の加入者とすることはできないが、その他に法令上加入者としてはならない者を列举せよ。

3. A社の適格退職年金制度の概要等は下記に示すとおりである。今般、A社の適格退職年金制度の財政再計算を行うものとして各問に答えよ。

(30点)

(A社の適格退職年金制度の概要)

- ・従業員は入社と同時に適格退職年金制度に加入する。
- ・給付は定年退職の場合のみとし退職金の100%を移行している。
- ・給付額 = 退職時基本給 × 勤続別支給率
- ・制度発足以来、財政方式として加入年齢方式を採用している。
- ・前回財政再計算以降、過去勤務債務等の償却方法は法人税法施行令第159条第6号のロの方法により償却している。また、償却割合は年1/10としている。
- ・財政再計算日において年金受給者および年金受給待期脱退者はいない。
- ・前回財政再計算以降、制度の変更、及び、基礎率の変更は行っていない。
- ・過去5年間（前回財政再計算以降）の財政決算の状況は以下のとおり。

年 度	N-5	N-4	N-3	N-2	N-1
過去勤務債務等にかかる利息（百万円）	55	55	57	51	57
過去勤務債務等の掛金の元利合計（％）	Δ 103	Δ 104	Δ 98	Δ 92	Δ 92
利差（百万円）	15	26	48	60	70
予定利率（％）	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5
実質利回り（％）	4.0	3.5	2.0	1.5	1.0
昇給差（百万円）	42	34	32	15	18
予定昇給率（平均：％）	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7
昇給率実績（平均：％）	4.0	3.8	3.5	3.0	3.1
新規加入差（百万円）	Δ 1	Δ 2	3	20	25
予定新規加入年齢（歳）	25	25	25	25	25
新規加入年齢実績（平均：歳）	24.0	23.8	26.0	27.0	28.0
脱退差（百万円）	Δ 15	32	Δ 150	50	90
予定脱退率（平均：％）	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8
実績脱退率（平均：％）	3.2	2.3	7.8	2.2	1.8
合 計（百万円）	Δ 7	41	Δ 108	104	168

(注) 上表中、Δの値は過去勤務債務等の額の減少額、正の値は増加額を表す。

・これまでの状況と今後の予定は次のとおり。

- ① 過去5年間においてはN-3年度に高齢者について希望退職者を募り、約50人が応募し退職した。今後、希望退職者を募る予定はない。
- ② N-2、N-1年度においては業績悪化のため、定期昇給のみとした。今後は定期昇給外（いわゆる純ベア）の昇給は0.5%程度実施する予定である。
- ③ 過去5年間の採用人員数は同一であり、内訳は約6割が新卒者、約4割が中途採用者であった。但し、中途採用者の年齢構成は年度ごとにバラツキがある。  
今後の新規採用計画では、採用数、新卒者と中途採用者の割合はこれまでと同水準を維持する予定である。

（問題）

- （1）財政再計算の目的を簡記せよ。
- （2）上記の条件を勘案し新しい基礎率を作成する場合、基礎率の設定方法、前回財政再計算で作成した基礎率との差異、及び、掛金率への影響について記述せよ。
- （3）（2）で作成した基礎率で今後財政運営を行っていくにあたり、財政運営上留意すべき点、適格退職年金制度の関係者にコメントまたはアドバイスをすべき点について記述せよ。

4 適格退職年金制度に確定拠出型年金制度を導入することを想定し次の問いに答えよ。

(40点)

(1) 確定拠出型年金制度のメリット、デメリットについて各自の所見を述べよ。

(2) 適格退職年金制度に確定拠出型年金制度を導入する場合の問題点を挙げ、どのような制度とすることが望ましいか各自の所見を述べよ。

(3) 確定拠出型年金制度におけるアクチュアリー役割・関わり方について各自の所見を述べよ。

## 年金 1 (解答例)

### 問題 1

(1)

①	年金数理
②	基準利率
③	予定死亡率
④	合理的

(2)

⑤	年 1 回以上
⑥	年金制度継続の意思
⑦	同一事業年度内
⑧	金額及び拠出日

(3)

⑨	期間損益計算
⑩	功績報償説
⑪	福利厚生
⑫	每期規則的

## 問題 2

(1) (以下の解答例は一例として教科書からの抜粋を記載した。)

### ① 加入年齢方式

この方式は、集団に新たに加入する標準的な者について必要な費用を平準的な掛金により積立てる方式である。従って、新規加入年齢以上の者については、年齢差に相当する期間に拠出したであろう積立金相当額の債務が発生する。これを過去勤務債務といているが、これを別途償却しなければならない。このため、この方式を採用した場合には、掛金率は制度発足当初では新規加入者に必要な掛金率と過去勤務債務の償却に要する掛金率とを合計したものとす。

### ② 到達年齢方式

この方式は、制度発足時に集団を構成する加入者の年齢に応じてその年齢から必要な費用を積立てる方式であり、加入者ごとに掛金率は異なったものとなる。この場合、加入年齢方式のように年齢差による過去勤務債務は発生しない代わりに年齢が高くなるに従って、急激に掛金率が大きくなる。

### ③ 一時払積増方式

この方式は、各年齢において、支給開始年齢までの据置年金現価を積み立てる方式である。その結果、集団から脱退したときには、加入期間に対応する年金現価が積み立てられていることになる。従って、この方式では、少なくとも経過年数に対応する給付に必要な原資は常に確保されていることになる。一般的にこの方式は事前積立方式のうちでは最低の積立レベルのものである。一方、据置年金現価は支給開始年齢に近づくほど、大きくなるから、同一年金額の積み立てを行うにも、年齢が高くなるに従って、多額の拠出をしなければならない。その意味では、この方式は平準掛金率とはならない。

- (2) ・役員（但し、使用人兼務役員を除く）
- ・事業主である個人若しくはこれと生計を一にする親族
  - ・使用人として認められない者（業務委託契約、請負契約等の契約にもとづく者）
  - ・定年年齢又は通常退職年齢までの期間が受給資格を得るに必要な期間を満たないことが明らかな者

### 問題 3

- (1) 年金数理に用いられる基礎率は年金制度の加入者の特性を数量的に示したものであり、いずれの数値も確率的に変動する値である。従って一旦決められた基礎率がその集団に対して永久に使用できると考えることはできない。

財政決算で利源分析を行うだけでは年金財政のチェックとしては充分とはいえない。各種の基礎率が、実態に適合しているかどうかを検証し、さらにそれによって拠出金にどのような影響が生じるかを検討してみる必要がある。

これらの一連の作業が財政再計算であり、年金制度の健全な運営にとって欠くことのできない作業である。

適格退職年金制度において、財政再計算は年金規定等にその実施時期が明定されており、おおむね3年ないしは5年ごととされている。

- (2) 次のポイントなどを踏まえ、基礎率の設定方法、前回再計算との差異、掛金率への影響度合いについて記述しているか。

#### ○予定利率

- ・過去の財政決算において毎年利差損が発生しているが、予定利率をどのように設定するか。
- ・基準利率を下回る設定をしていないか。

○予定昇給率

- ・ N - 2、N - 1 年度は定期昇給しか実施していないのに昇給差損が発生しているが、今回予定昇給指数をどのように設定するか。
- ・ 今後、0.5 % 程度のベアを予定しているが予定昇給指数をどのように設定するか。

○予定新規加入

- ・ 最近 3 年間の財政決算において新規加入差損が発生しているが、今後の動向も踏まえ新規加入年齢をどのように設定するか。

○予定脱退率

- ・ N - 3 年度に実施している希望退職者の募集を予定脱退率の設定にあたりどのように取り扱うか。
- ・ N - 3 年度を除外すると各年度の実績の脱退率は低下傾向にあるため、予定脱退率をどのように設定するか。

○その他

- ・ 財政方式は加入年齢方式を継続することで問題ないか。

など

(3) 次のポイントなどを踏まえ、財政上留意すべき点や、適格退職年金制度の関係者にコメントまたはアドバイスすべき点を記述しているか。ただし、本問は解答者の視点の置き方により、様々な考え方があるため、以下のポイントは一例を示すのみとした。

- ・ 過去勤務債務等の額の償却はできるだけ短期間で行うことが望ましいこと。
- ・ 今後、設定した基礎率と実績に乖離が発生した場合にどのような影響が発生するか、その場合に会社の負担等はどの程度になるかを示すこと。

- ・現在の給付内容が定年退職者のみに給付を支給する制度であることから、基礎率の変化や基礎率と実績の乖離により差損益が発生しやすい制度であることを理解いただき、必要に応じて横割り移行等への制度変更のアドバイスを行っても良いこと。

など

#### 問題 4

（試験委員からのコメント）

- ・本問（２）（３）の問いは各人の所見を問う問題であり、知識や問題点の列挙にとどまらず、様々な観点から、各人の考え方を理路整然と記載していただきたい。
- ・誤字・脱字やわかりにくい表現が散見された。相手に自分の意図や考え方が正確に伝わるよう記述していただきたい。

（１）解答者の考え方により、メリット・デメリットは相反するものもあるが、一例として解答例を記載する。

（メリット）

- ・企業にとって、拠出後の運用リスクをとらなくて良いこと。
- ・企業にとって、拠出額の計画が建てやすいこと。
- ・ポータビリティが高い。
- ・加入者の年金制度・年金資産運用に対する参加意識が高まる。
- ・管理事務が軽減される。

（デメリット）

- ・給付額が確定せず、老後の生活設計が立てづらいこと。
- ・加入者が資産運用リスクを負うこと。
- ・加入者の資産運用に対する知識等を高める必要があること。

など

(2) 以下にポイントをいくつか記載するが、このポイントを網羅している必要はなく、また、全く違った観点からの解答であっても、各自の所見が述べられていれば良い。

- ・ 給付の設計方法はどのようにするか。
- ・ 中途解約の防止策。
- ・ どのように税制を改正すれば導入しやすいか。
- ・ 投資リスクへの対応策
- ・ 老後保証との位置づけ。
- ・ 給付建て年金制度との組み合わせ。
- ・ 本人拋出のあり方。
- ・ 退職金制度との関係や移行方法。

など。

(3) (2)と同様、解答のポイントの一例を記載する。

- ・ 年金制度の監視者としての役割。
- ・ 給付額の決定に関与する。
- ・ 退職金制度等の給付建て制度からの切り替え時のコンサルタント的な役割。
- ・ 新商品の開発。
- ・ トンチン性を持たせた場合の財政運営への関与。
- ・ ライフプランナーや資産運用のアドバイザー的な存在。
- ・ (アクチュアリーへの関与は不要との考え方もあり。)

など

以 上